

## 政治とカネ

浦野 広明

### 一 国民主権と議員選挙

議会があつてもその国に議会制民主主義があるとはいえない。戦前の日本にも帝国議会があつた。しかしこの帝国議会は惨めな議会で、立法権をもっていない。立法権をもつのは天皇で、帝国議会はそれを「協賛」するだけ。「協賛」とは協力し賛同するという意味である。帝国議会はそういう役割しか与えられていなかった。他方、天皇は、議会と関係なく、法律と同じ効力をもつ「勅令」を出す権限をもっていた。

1 国の政治のあり方を最終的に決定するのは国民である（国民主権）。国民主権は国民が国の政治の主人公となるという民主主義の理念をあらわしている。憲法前文は、「主権が国民に存すること」を宣言し、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来」することを明記している。国民が主権者であるといつても、

国民一人ひとりが直接に政治をするわけにゆかない。そこで代表を選び、代表を通じて政治に参加することになる。憲法前文の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」は、国民主権を実現する主要な方法として間接民主主義を採用していることを示すものである。

国民が国会（議会）のあり方に影響を及ぼすことのできる基本的な機会は、議員の選挙である。選挙がどのように行われるかは、国民主権と議会制民主主義の内実を左右する重大な意味をもつ。憲法四三条は、議員を選ぶ選挙が「全国民を代表する」ものであると規定している。議員となれば、一部の党派や地域でなく、全国民を代表するものとして行動しなければならない。

現代における民主主義の仕組みは政党の存在を抜きに考えられない。政党は民主主義にとって欠かせない存在であるから、政党に対して、法の取るべき態度は慎重にならざるをえない。政党は憲法上の結社の自由に基づき活動する自主的な団体である。公権力が、法律等によって、政党の組織や運営のあり方に介入するなら、政党の結社の自由にとどまらず、国民の思想・言論・結社の自由を侵害する危険をもつので慎重さが求められる。

他方、政党は、現代民主主義にとって欠かせない存在として「公的」な性格を有するという点に着目すると、法による規制や保護が許される、いや、あくまでも各政党の自己規律にゆだねるべきだという考えもでてくる。

本稿は参政権をおろそかにする企業献金とそれに対応としての税制のゆがみを正そうとするものである。

## 二 参政権と企業・団体献金

政治とカネの問題が問われない日がない。

日本の政党の大部分は、企業、地域社会、労働組合、宗教などさまざまな集団と深く結びついている。「企業も社会的存在」「献金は市場経済体制を守るため」などといわれるが、企業が社会的存在だからといって、企業に献金の権利があるのだろうか。企業や団体の行う政治献金の裏には利益誘導がある。政治献金と「見返り政治」は表裏一体である。

法人税法は企業・団体が支出した政治献金をも一般の寄附金と同様、法人所得を計算する上で一定の規制を加えた上で損金(費用)に算入することを許している。つまり、税法は企業・団体の政治献金を許しているのである。企業等の政治献金は、実質的にみるなら企業等の参政権(政治に参加する権利)行使といえよう。時には政治献金の方が投票権の行使以上に大きな力を発揮する。国民主権の日本国憲法のもとでは、参政権は主権者である国民のみが有する権利である。憲法は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」と議院制民主主義をうたっている(四一条)。企業等が行う政治献金の許容は、主権者である国民の参政権を侵害し、憲法の議会制民主主義を形だけのものとする。ここでは、「国民主権」ではなく企業等寄りの議員により「企業等主権」の政治が行われ、議会制民主主義が侵される。

政治の金権腐敗を一掃するカギは、企業・団体献金を禁止し、企業・団体と政治家のカネで結ばれた関係を断ち切ることであろう。企業・団体から政治家に贈られるカネは、それが違法な「ヤミ献金」である場合はもちろん、たとえ現行法上「適法」なものであつても、民主政治の原則をねじ曲げ、国民にたいへんな害悪をおよぼす。もちろん、カネを受け取る側だけでなく、贈る側もきびしく規制する必要がある。

税法は、政治献金を受けた政治家について、「公職選挙法の適用を受ける選挙に係る公職の候補者が選挙運動に関し法人からの贈与により取得した金銭、物品その他の財産上の利益で『選挙運動に関する収支報告書』で報告の

あつた部分」のみを非課税と規定しているにすぎない。一般の政治献金については、政治資金規制法による報告がなされている場合であっても、所得税法上は「雑所得」（収入から経費を控除した残額分）として課税することとされている（所得税法三五条）。参院選を前に政治家のパーティーが盛んであるが、これらパーティー収入分も「雑所得」として課税するのが現行税法の建前である。しかし、税務調査の現場では、「弱きをくじき、強きを助ける税務行政」ということが公然と言われており、政治家への税務調査は甘い。

政治家に求められるのは、個人責任は明らかにすることである。政治家が自己の行為に責任をとらないことが、日本の政治をだめにして、国民の政治不信をかつている。公約を守らない、前言をくつがえす、秘書がやったこと・妻がやったこと、第三者の調査を待つて、などに責任を転嫁する、建前と本音を使い分けるなどいろいろある。同時に政治家の悪い体質を変えるには、国民が公約違反を続けて追及する努力も重要だ。

ベルギーでは、一九九四年一月一日に「企業政治献金禁止法」が実施され、違反企業には最高四〇〇万ベルギーフラン（約一、二〇〇万円）の罰金、または禁固刑が科される。

日本の歴代政府は、大きな汚職事件が起きるたびに、そのつど「政治改革」なるものを主張してきた。しかし、それは選挙目当てにすぎず、選挙が終われば、汚職議員が返りざき「政治改革」はなされない事態が繰り返されてきた。わが国でも「企業政治献金禁止法」を実施すべきである。そうすれば、金権政治が一掃されるにとどまらず、「政治とカネ」の関係を厳しく律する先進的な国となり、政治資金として税金を還流させることも防止できるであろう。

### 三 金権政治と小選挙区制

第二次大戦後における日本政界の疑獄事件（金品の提供によって利権を獲得する贈収賄などの事件）は、昭和電工事件（一九四八年）、造船地獄（一九五四年）、ロッキード事件（一九七六年）など枚挙にいとまがない。とりわけリクルート事件は世間を騒がせた。

#### (1) リクルート事件

一九八〇年代には、大疑獄事件であるリクルート事件が起きた。この事件は情報関連企業のリクルート社が、株式譲渡の形式を利用して、中曽根康弘、竹下登、宮澤喜一、安倍晋太郎、渡辺美智雄など大物政治家、官僚、財界要人に巨額の贈賄を行った事件で、一九八八年（昭和六三）に発覚した。

リクルート社は一九八四年一二月に子会社であるリクルート・コスモス社の未公開株約一二五万株を七九名に、八六年七月から九月にかけて同七六万株を六五名に譲渡した。受贈者側は、同株の店頭公開（一九八六年一〇月）直後の値上がりによって、六六億七、〇〇〇万円の利益を得たとされている。

リクルート事件をきっかけに自民党は一九八九年、政治改革大綱を決定、小選挙区比例代表制導入と派閥解消を打ち出した。宮沢喜一首相は九三年五月、政治改革関連法案について「この国会でやる」と宣言。それは宣言だけにすぎなかった。一九九三年六月一八日には、宮沢内閣不信任案が可決され、宮沢首相は衆院を解散した。

#### (2) 小選挙区制

解散後自民党は分裂し、新生党、新党さきがけが誕生した。非自民八党派による細川連立政権が発足することと

なった。細川内閣は九三年九月、公職選挙法「改正」案を国会に提出した。そして、九四年一月には細川護熙首相と河野洋平自民党総裁による会談で、小選挙区三〇〇、比例区二〇〇で修正合意し、法案は成立した。この小選挙区制は、金権腐敗政治をなくすという主張をきっかけに誕生した。つまり、小選挙区制になれば、二大政党による政権交代でイギリスのような健全な議会政治ができ、金権腐敗政治がなくなるというのであった。ところが、この「政治改革」は、国民が求めた金権腐敗政治の一扫にならなかったばかりか、民意の反映をゆがめ、「政党の墮落」と「政治家の劣化」をまねいている。

政治家と企業が癒着した金権政治が大問題となるなか、二〇〇〇年から政治家個人への企業・団体献金が禁止された。しかし、政党本部や政党支部への献金は認められ、なかでも政党支部は政治家が企業・団体献金を受け取る「新たな財布」化している。

### (3) 自民党の資金調達

二〇一四年の政治資金収支報告書によると、自民党本部の政治資金団体「国民政治協会」は二六億円以上の企業・団体献金を集めている。企業・団体献金を受け取らない日本共産党以外の政党・政治団体が集めている企業・団体献金は年々増え、政党支部も含めて一〇〇億円となっている。企業・団体献金以外に、政治資金パーティーの収入も三年連続増加し、政党本部・政党支部などを含めた収入総額は一八七億円で、企業・団体献金の総額を上回っている。政治資金パーティーは、企業・団体にパーティー券を購入してもらい政治資金を集める、形を変えた企業・団体献金となっている。

### (4) 甘利氏の「口利き」疑惑

二〇一六年一月には甘利明経済再生相の「口利き」疑惑が発覚した。甘利議員は一月二八日、自身や秘書が千葉

県の建設会社から口利きを依頼されて、現金を受け取ったとする『週刊文春』の報道を受けて記者会見し、閣僚を辞任する意向を表明した。甘利氏はその後、首相官邸で安倍晋三首相に正式に辞意を伝えた承された。甘利氏の「口利き」疑惑によって、あらためて企業・団体献金の害悪が浮き彫りになった。甘利氏は、口利きを依頼した建設会社側からの現金受け取りは認めたものの、自ら代表を務める政党支部で「政治資金として適正に処理した」と弁明。安倍晋三首相も「問題はない」と居直っている。

甘利氏は、(1)自らが代表を務める政党支部(2)政治資金の受け皿団体である資金管理団体「かんきん甘山会」(3)政治団体「通商産業政策研究会」の三団体で二〇一〇―一四年の四年間に得た企業・団体献金とパーティー収入は、総額五億円を超える。甘利氏は一月末に経済再生担当相を辞任した後、「説明責任を果たす」といいながら病気を理由に国会を欠席し、疑惑を解明していない。国会議員として国民の前に真実を明らかにするのは司法の捜査とは別問題であり、甘利氏の説明責任は免れない。

衆議院の政治倫理綱領は、国会議員に国民から国政に関する権能を信託された代表であることの「自覚」を求め、疑惑をもたれた場合には、「しんせつ真摯な態度をもって疑惑を解明」し、「責任を明らかにするよう」求めている。甘利氏が長く重要閣僚を歴任した大臣や政務官についても、内閣は「公私混交を断ち、職務に関して廉潔性を保持する」よう、規範を閣議決定している。

甘利氏が請託を受けて国やその出資する機関に働きかけ、影響力を行使して報酬を受け取ったのではないかという「あっせん利得」の疑惑は、司法によって断罪される重罪であるだけでなく、国会議員や閣僚として許されない。甘利氏は一月末の閣僚辞任にあたって、三年前の二〇一三年、建設会社とURとの補償交渉がまとまった後、地元事務所の秘書が五〇〇万円受け取り、二〇〇万円は政治資金として届け出、三〇〇万円は使ってしまった、自ら

も大臣室で五〇万円受け取ったこと、その翌年になってトラブルが再発した際、建設会社から説明を受けて改めて五〇万円受け取り、その後秘書がたびたび建設会社と U R の交渉に立ち会っていたとみられることなどを明らかにした。しかし、甘利氏自身や秘書の「口利き」の実態や、巨額に上ったといわれる秘書への接待などの全体は「調査中」を理由に明らかにしていない。

問題は、国会議員の「口利き」で、U R の補償交渉がゆがめられたのではないかという疑惑であり、真相を明らかにする責任がある。甘利氏や安倍首相の態度は、口利きの「謝礼」の疑いのある献金を正当化するものにほかない。

(5) 政治資金パーティー

政党や政治団体は政治資金パーティーで利益を得る。パーティー券は、一枚およそ二万円で売られ、ここから得られる利益が政治団体の収入になる。政治資金パーティーについては政治資金規正法において規定されており、政治団体が政治資金パーティーを開催した場合、対価にかかる収入、支出などについて政治資金収支報告書に記載したうえ、総務省および都道府県選挙管理委員会に提出することになる。

政治資金パーティーは原則として政治団体によって開催されるものであるが、政治団体以外の者が開催することも禁止されていない。この場合、開催しようとするパーティーが一、〇〇〇万円以上の収入が見込まれるものであれば開催者は政治団体とみなされ、政治団体としての届出や収支報告書の提出が義務付けられる。

他に、①一つの政治資金パーティーにつき、二〇万円を超える支払いをした者については、氏名、住所などを収支報告書に記載しなければならない、②一つの政治資金パーティーあたりの収入が一、〇〇〇万円以上のものを開催した場合、パーティー名、収入金額、対価の支払いをした者の数などを収支報告書に記載しなければならない、



③一つの政治資金パーティーにつき、同一の者が支払うことのできる金額は一五〇万円までである、④案内状やパーティー券などに「この催物は、政治資金規正法第八条の二に規定する政治資金パーティーです」などと記載しなければならぬ。

(6) 大島九州男議員の収支報告訂正事件

朝日新聞の取材によれば、大島九州男・参院議員(民主)を支援する二つの政治団体が二〇一三年に政治資金収支報告書に記載した飲食店への支出のうち、数十回分、計数十万円分について、支出日と大島氏の長男が自身のフェイスブックに飲食をしたと書き込んだ日付が一致したのである(二〇一六年三月二二日)。このうちの一部は、「同僚との飲食」として書き込んでおり、政治活動費用としての支出が疑わしいものがあつた。

長男の飲食費は政治活動費でない。政治資金規正法二条は、「この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやすくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやすくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。」の規定に反している。虚偽記載である。政治活動に無関係の支出は当事者が修正申告をし、免罪される現状がある。しかし、本来であれば、虚偽記載の罰則を受け、その支出により利益を受けた張本人は雑所得の脱税が問われる。

#### 四 政治献金に関連する法規

政治献金にかんする現行法の扱いはどうなっているのか。関連法規を概観してみる。

##### (1) 企業から受ける政治献金（所得税法の非課税規定）

所得税は、納税者の課税所得を総合して課税するのが原則である（所得税法七条一項）。納税者の課税所得は、発生源、発生態様によって、異なる性質がある。そこで、それぞれの性質に応じた課税をおこなう必要があり、課税所得を一〇種類に区分している（同法二三条から三五条）。しかし、これらの所得のうちには、所得理論、租税政策、計算技術を理由として、所得税を課していない。つまり「非課税所得」である。

衆議院議員、参議院議員ならびに地方公共団体の議会の議員および長を選出する選挙制度は、日本国憲法の精神を生かす上で、その選挙が選挙人の自由に表示する意思によって公明適正に行われ、民主政治の健全な発達を期することを期待したものである。そこで、公職選挙法の適用を受ける選挙に係る公職の候補者が選挙運動に関し法人からの贈与により取得した金銭、物品その他の財産上の利益については、次の規定によって非課税所得としている。

「公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）の適用を受ける選挙に係る公職の候補者が選挙運動に関し法人からの贈与により取得した金銭、物品その他の財産上の利益で、同法第一八九条（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）の規定による報告がされたもの」（九条一項一八号）。

##### (2) 個人から受ける政治献金（相続税法による贈与税の非課税規定）

企業から受ける政治献金と同様の趣旨から、個人から受ける政治献金についても贈与税が非課税となっている。

贈与税は、個人から財産をもらったときに課される。会社など法人から財産をもらったときに贈与税は課されないが、所得税が課される。また、自分が保険料を負担していない生命保険金を受け取った場合、あるいは債務の免除などにより利益を受けた場合などは、贈与を受けたとみなされて贈与税が課される。贈与税という税金がなければ生前贈与によって相続税を免れることができる。それを防ぐために贈与税は設けられている。贈与税は相続税を補完しているので、贈与税に関しては相続税法に規定されている。

個人から受ける政治献金については次の規定で贈与税が非課税となっている。

「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の適用を受ける選挙における公職の候補者が選挙運動に関し贈与により取得した金銭、物品その他の財産上の利益で、同法第一八九条（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）の規定による報告がなされたもの」（二二条の三第一項六号）

### (3) 政治資金規正法

#### ① 法の目的

政治資金規正法（昭和三年法律一九四号）は、政治団体や公職の候補者によって行われる政治活動を国民の不断の監視と批判の下において、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開および授受の規正等の措置を講じ、政治活動の公明と公正を確保しようとしている。同法一条は同法の目的を次の規定をしている。

「この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な

発達に寄与することを目的とする。」

## ② 基本理念

同法第二条は同法の基本理念について次の規定をしている。

「この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。」

2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。」

## ③ 収入と支出

同法第四条は「収入、寄付、支出」について次の規定をしている。

「この法律において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受で、第八条の三各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭等（金銭その他政令で定める財産上の利益をいう。以下同じ。）の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいう。

2 この法律において「党費又は会費」とは、いかなる名称をもってするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいう。

3 この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。

4 この法律において「政治活動に関する寄附」とは、政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動

(選挙運動を含む。)に關してされる寄附をいう。

5 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、第八条の三各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。」

④ 公職の候補者

政治資金規正法は「公職の候補者」について次の規定をしている。

「この法律において公職の候補者とは、公職選挙法第八六条の規定により候補者として届出があつた者、同法八六条の二若しくは第八六条の三の規定による届出により候補者となつた者(当該候補者とならうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む。)をいう。」(三条四項)

⑤ 罰則

政治資金規正法は概ね次の罰則を規定している。

政治資金規正法の罰則規定

違反行為	罰則	条文
政治団体が第八条(政治団体届出前の寄附又は支出の禁止)の規定に違反して寄附を受けたは支出をした  ①政治団体や資金管理団体が会計帳簿を備えない、会計帳簿に記載すべき事項の記載しない、虚偽の記入をした ②会計責任者に対する寄付・政治資金パーティーの明細書の未提出、未記載、虚偽の記入をした ③政治団体の収支報告書に領収書等示さず、未送付せず、虚偽の記入をした	当該政治団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五年以下の禁錮又は一〇〇万円以下の罰金  該当する者・会社、政治団体その他の団体(団体)の役員又は構成員は、三年以下の禁錮又は五〇万円以下の罰金	二三条  二四条

<p>④ 解散の届出の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等の示し難かつた支出の明細書等または振込明細書を保存しない</p> <p>⑤ 解散の届出の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等の示し難かつた支出の明細書等又は振込明細書に虚偽の記入をした</p> <p>⑥ 会計責任者の変更に伴う事務の引継ぎをしない</p> <p>⑦ 不十分な報告書について説明を拒み、虚偽の説明をし、報告書等の訂正を拒み、虚偽の訂正をした</p>		
<p>① 収支報告書またはこれに併せて提出すべき書面へ領収証等のコピー、領収証に代わる支出明細書または振込明細書のコピーを提出、不記載、虚偽記載</p> <p>② 政治資金監査報告書の不提出</p>	<p>書面提出義務者は五年以下の禁錮又は一〇〇万円以下の罰金</p>	<p>二五条</p>
<p>寄附等に関する制限に違反した</p>	<p>違反者は一年以下の禁錮又は五〇万円以下の罰金</p>	<p>二六条</p>
<p>寄付の量的制限規定に違反</p>	<p>違反者は三年以下の禁錮又は五〇万円以下の罰金</p>	<p>二二条の二</p>
<p>寄附の質的制限に違反</p>	<p>寄付の停止・禁止</p>	<p>二二条の三</p>
<p>欠損会社の政治献金</p>	<p>禁止</p>	<p>二二条の四</p>
<p>政治資金監査報告書の虚偽記載</p>	<p>三〇万円以下の罰金</p>	<p>二六条の六</p>

(4) 公職選挙法

公職選挙法（二五年法律一〇〇号）は、公職選挙に関する基本法である。衆参両議院の議員選挙、地方議会の長や議員の選挙に関して、選挙権、被選挙権、選挙運動、罰則等を定めている。同法一条は同法の目的を次のように規定している。

「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」

(5) 政党助成法

次は政党助成法の概要である。

① 政党交付金による助成

政党助成法は、国が、要件を満たす政党に対して、政党交付金による助成を行うために制定された法律である（一九九五年施行）。政治改革をするとの掛け声の下、企業・団体献金に依存しない政治資金を確保するとして、国民の税金を政党に支給することとした。

同法はこの法の目的について次の規定をしている。

「この法律は、議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、このために必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金の交付に関する手続を定めるとともに、その使途の報告その他必要な措置を講ずることにより、政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もつて民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。」（一条）

同法にもとづく政党助成金の総額は、一九九五年の制度実施から二〇一五年までの二年間で六、六三一億円に達している。この間、政党助成金を受け取った政党は三五あり、その多くは助成金を手にすると政策や理念はそっちのけ、離合集散を繰り返している。自民党の受給額は二年間で総額三、〇四四億八、八〇〇万円となっている。

総務省が二〇一五年、自民、民主、公明、維新、次世代、社民、生活、元氣、新党改革、太陽の一〇党に支給し

た政党助成金の総額は三二〇億一、四〇〇万円。自民党は過去最高の一七〇億四、九〇〇万円となっている。

企業・団体献金の「廃止」を口実に導入したが、自民党は企業・団体献金と政党助成金をのうのうと受給している。同党の党本部収入に占める政党助成金の割合は六七・四％となっている(二〇一四年)。政党のなかで唯一日本共産党は、政党助成金制度が、憲法が定める国民の思想・信条を侵すとして一貫して受け取りを拒否し、廃止を要求している。

## ② 適切な使用

政党助成法は、政党交付金を適切に使用するよう求めて、次の規定をしている。

「国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその使途について制限してはならない。

2 政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするともに、国民の信頼にもとることのないように、政党交付金を適切に使用しなければならない。」(四条)

## (6) 背任罪・贈賄罪

企業は営利が目的であるから、営利を求めて政治家や政党に献金する。会社の金で献金してもうけにつながらなければ経営者は背任で追及されることになる。背任罪について、刑法二四七条は、「他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処する。」と規定している。刑法二四七条の背任罪に対し、会社法(九六〇～九六二条)、保険業法(三三二、三三三条)などで、特定の者の背任行為について



重い刑を科すことを目的として特別背任罪を設けている。例えば会社法九六〇条は「取締役、会計参与、監査役又は執行役が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」としている。

逆にもうけにつながる献金は、企業も政治家も贈収賄の罪に問われる。刑法は、①収賄、受託収賄及び事前収賄、②第三者供賄、③あつせん収賄、④贈賄について、以下の規定をしている。

一九七条（収賄、受託収賄及び事前収賄）

公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となった場合において、五年以下の懲役に処する。

一九七条の二（第三者供賄）

公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

一九七条の三（加重収賄及び事後収賄）

公務員が前二条の罪を犯し、よつて不正な行為をしなかつたときは、一年以上の短期懲役に処する。

2 公務員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、若しく

はその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 公務員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

一九七条の四(あつせん収賄)

公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようになつてんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

一九七条の五(没収及び追徴)

犯人又は情を知つた第三者が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

一九八条(贈賄)

第一九七条から一九七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二五〇万円以下の罰金に処する。

贈賄罪は、公務員などに対し、賄賂を与えたり、その申し込みや約束をしたりする罪であり、刑法第一九七条が禁じる罪である収賄・受託収賄・第三者供賄・事後収賄・斡旋収賄の贈賄側に成立する罪で収賄よりも刑が軽い。

贈賄行為は実質的にみて収賄行為と必要的共犯(たとえば収賄・贈賄(刑法一九七〜一九八条)のような対向的な共働行為(対向犯)、内乱(七七条)、騒乱(二〇六条)のような同一方向に向けられた共働行為(集団犯)がそれである。これ

を必要的共犯と呼んで、刑法総則が規定する共犯(任意的共犯)と区別する)関係にあるが、収賄罪の共犯として刑事責任を問うものではなく、独立罪として処罰するものである。営利が目的の企業の献金は、政治をゆがめる腐敗政治の温床そのものとなる。

## 五 自民への献金再開の大銀行

日本経済団体連合会(経団連)や全国銀行協会(全銀協)は二〇一五年、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行など大銀行に対して、自民党への政治献金を再開するように要請した。大銀行は要請に応えようとしており、財界の政治支配を一層強めることを目指すものである。

三大メガバンク(三菱UFJ、三井住友、みずほの各フィナンシャルグループ)の先頭を切って、全国銀行協会(全銀協、正会員二〇行)の会長となっている、みずほフィナンシャルグループ(FG)が、自民党への政治献金を再開する方針を二〇一五年一月八日の取締役会で正式に決定した。三菱UFJフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループも追隨する。

銀行業界は自民党の最大の資金源だったが、一九九〇年代に経営が悪化、不良債権処理のため、国民の税金である公的支援を受けるようになって以来、一九九八年から献金を「自粛」していた。再開すれば献金は一八年ぶりとなる。献金をやめている間も大銀行は巨額の融資で自民党を支えており、再開される献金は実質的に借金を「棒引き」することになるという重大な問題を含んでいる。

全銀協の佐藤康博会長(みずほFG社長)が献金再開に触れたのは、二〇一五年一月一五日の会長会見でのこ

とだった。会見で佐藤会長は、経団連が一〇月一三日の正副会長会議で政治献金を呼びかける方針を決定したことを受け、経団連の「企業の社会貢献の一環」との考え方に確信して、「各行が自主的な判断のもと、独自に検討すべき案件」と述べた。

別の日の会見で佐藤会長は、「一つの政党に献金するというのはどうなのか」とただされ、「その政党の持っている政策と、その政策が日本経済に与える影響、金融機関の立ち位置をしっかりと見極めて判断すべきだ」とのべ、事実上、自民党への献金を想定していることを明らかにし、政策を献金で左右することを隠さなかった<sup>(1)</sup>（二〇一五年一月一九日）。

憲法一五条は、国会議員など公務員を選定し、罷免するのは「国民固有の権利」と定めている。もともと企業には選挙権がなく、営利が目的の企業献金は政治をゆがめる腐敗政治の元凶である。巨額の資金にものをい寄せた企業の政治買収は主権者・国民の政治参加を妨げることになる。

政治資金収支報告書（二〇一四年）によれば、大銀行は、自民党に、三菱東京UFJ三億六、二五〇万円、みずほ銀行二〇億七、五〇〇万円、三井住友銀行二〇億七、五〇〇万円、りそな銀行八、七五〇万円とあわせて七四億円を超す融資をしている。自民党自体、資産として公表しているのは一五億円余りの党本部の建物と総額で一億円ほどの自動車八台だけで、担保にするには大幅に不足している。確実な返済資金は企業献金と国民の税金で負担する政党助成金で、巨額の融資自体、国民には想像もできない大盤振る舞いである。

みずほ銀行の融資額の約二〇億円を1%の利率で計算すれば年間の利子だけで約二、〇〇〇万円になり、みずほ銀行が再開する献金額にほぼ匹敵する。何のことはない、銀行献金が事実上、借金の元金や金利の「棒引き」にあてられている。だから、自民党への献金は、実質的に借金を棒引きするものと批判されるのである。

メガバンク(巨大銀行)を先頭に銀行業界が献金を再開する理由は、経営再建のため支給された公的資金の返済が、りそな銀行を最後に終わったためである。献金はあくまでも「社会貢献」だが、大銀行をはじめ銀行業界は、安倍晋三政権のもとでの低金利、円安、株高の政策を背景に、預金者には低い利息を押しつけながら大もうけを続けている。法人税が連続して減税されるこのタイミングで献金再開を決めたのは、安倍政権の大企業本位の政策に一層影響力を強める狙いであろう。

二〇一一年度の税制改定により、一二年四月一日以後開始する事業年度から青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間が七年間から九年間に延長された。

大企業は「欠損金の繰越控除制度」を活用し、法人税を納めていなかった。

例えば、トヨタ自動車(豊田章男社長)は、二〇〇八年度から一二年度の五年間という長きにわたり法人税(国税分)を一円も払わない一方、株主には一兆円を超える配当をしたうえ、内部留保も増やしている。同社が法人税を五年間払っていないことは、豊田社長の記者会見で明らかになった(二〇一四年五月八日)。

トヨタが「法人税ゼロ」となったのは、二〇〇八年のリーマン・ショックによる業績悪化が原因だった。企業の所得に課す法人税は赤字で所得がなければ課されない。トヨタは業績は回復し、二〇一四年までの五年間に連結で二・一兆円、単体でも〇・九兆円の税引前利益をあげている。また、二〇〇九年度からは、海外子会社からの配当を非課税にする制度がつくられ、同社はこの制度の恩恵を受けたのであろう。さらに、同社は研究開発減税などの特例措置を受けている。二〇一二年度は税引前利益が八、五六二億円となり、配当益金不算入を考慮しても法人所得は黒字だったと思われるが、「欠損金の繰越控除制度」や研究開発減税などによって、法人税がゼロになったものとみられる。

企業のもうけにたいする課税、つまり、法人課税の仕組みについてはマスメディアもほとんど取り上げず、大部分の国民は知らない。欠損金の繰越控除制度は大企業優遇税制の一つである。

欠損金の繰越控除制度は、企業の赤字(欠損金)を翌期以降の黒字(課税所得)と相殺することができる制度である。前期以前の赤字を当期の黒字から差し引くことができるため、法人税額を軽減することができる。この制度は一九五〇年度税制改定で導入されたが、導入当時の繰越期間は五年間であった。自民・公明政権は、二〇〇四年度税制改定で繰越期間の延長を求める財界・大企業、とりわけ銀行業界を中心とする強い要望に応えて、繰越期間を七年間に延長した。

欠損金の繰越控除制度はすべての企業に適用されるが、特に不良債権処理で巨額の赤字を抱えた大銀行に大きな恩恵を与えた。大銀行が不良債権処理で経常する赤字とその後の黒字が相殺されるからである。大手銀行六グループ(三菱UFJ、みずほ、三井住友、りそな、住友信託、中央三井)傘下の銀行は、住友信託銀行を除き、一〇年以上法人税を納めていない状態が続いた。二〇一〇年三下期の決算では、大手銀行六グループはそれぞれ数千億円もの業務純益を上げながら法人税納付は、住友信託銀行も含めてそろってゼロであった。欠損金の繰越控除の恩恵で課税所得が赤字に転じたためである。

全国銀行協会は、繰越期間が七年に延長された二〇〇四年度税制「改正」に向けた要望の冒頭で「金融機関等の欠損金の繰越期間を延長すること」を要求。日本経団連も「ある年度に欠損金が生じた場合は、当然に前後の事業年度との損益通算が認められるべきである」と強調し、繰越控除期間を「七年に延長すべき」と強く求めていた。先に述べたように、繰越期間は、二〇〇一年四月一日前に開始した各事業年度において生じた欠損金額については五年、二〇〇一年四月一日以後に開始した事業年度から平成二〇年四月一日前に終了した事業年度において生じ

た欠損金額については七年、二〇一一年一二月の税制改定により九年と、大口企業献金をする財界の要求に屈服したものであった。

企業は営利を目的としている。企業活動によって得た利益を算定することが損益計算であり、損益計算は企業会計の中心的課題である。一般的な企業の存続期間は、現実的には三〇年から五〇年程度であり、決して半永久的に存続し続けるものではない。しかし、今日の企業会計は企業が半永久的に存続するものと仮定する。そしてその半永久的に継続すると仮定された企業の全存続期間を一定の期間ごとに人為的に区切り、その一定の期間ごとに区切られた期間ごとに損益計算をおこなうこととしている(期間損益計算)。

法人税の課税標準は「各事業年度の所得の金額」である(法人法二二条)。ここでいう事業年度とは、法令や定款によって定められた法人の営業年度である(同一三条一項)。この各事業年度の所得の金額に税率を乗じて法人税の額が計算される(同六六条)。このように法人税は年度独立課税を原則とする。法人税が累進税率を採用しているなら、利益変動のある法人と平均的な利益を計上する法人とは租税負担に相違が生ずる。その矛盾の緩和策が、青色申告法人における欠損金の繰越制度である。わが国の法人税制は累進税制を採用していないから、年度独立課税原則を緩和する欠損金の繰越制度は不要である。

北野弘久日本大学教授は、「法人税法二二条及び二二条は、通常の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額について規定している。同法は、「事業年度」(同法一三条以下)という期間を課税期間とし、この各課税期間に生じた所得をそれぞれ独立した課税物件とする建前を採用している。通例は、この課税物件(所得)の大きさ(所得金額)に応じて憲法の応能負担原則の適用を論ずればよいわけである」とし、次いで欠損金の繰越控除の容認は「同法における期間課税主義の建て前を緩和し、継続企業における応能負担原則に配慮することを意図するも

のである」と述べている。<sup>(2)</sup> 北野教授が述べる「通例は、この課税物件(所得)の大きさ(所得金額)に応じて憲法の応能負担原則の適用を論ずればよい」は、法人税の総合(租税特別措置の排除)・累進課税ということである。現行法人税は、「法人税の総合(租税特別措置の排除)・累進課税」という応能負担原則(応能原則)の適用がされていないから、北野教授が述べる「同法における期間課税主義の建て前を緩和」する必然性はない。

大法人に対する応能原則の適用と小企業に対する応能原則の適用は全く異なる。この差異が問題なのである。この実質的相違を無視して、これら異質の法人に欠損金の繰越控除を共に適用することは、法の下の平等に反し有害である。欠損金の繰越控除は、中小法人などで自己資本比率が四〇%以下の法人に限定すべきである。

大銀行は自民党への献金再開をやめ、企業・団体献金の全面禁止を實行すべきである。献金で借金を「棒引き」するぐらいなら、異常な低金利を改め、預金者や利用者にもつと還元すべきである。

(1) 朝日新聞は大企業減税について次のように報じている。

税金を特別に安くする企業向けの「政策減税」が二〇一四年度に少なくとも一兆円を超え、減税の六割以上を資本金一〇〇億円超の大企業が受けていたことが、朝日新聞による財務省資料の分析で判明した。大企業を集中的に応援する「アベノミクス税制」はどのように決まったのか。

「夢の超特急。最先端技術の結晶です」。安倍晋三首相は一月二日の施政方針演説で、二〇二七年の東京・品川一名古屋間の開通に向けて工事が本格化しているリニア中央新幹線をたたえた。JR東海のリニア開発を後押ししているのが、安倍政権が拡充した政策減税の一つ「研究開発税制」だ。同社が受けた一四年度の減税額は一九二億円。同社は朝日新聞の取材に「鉄道事業にとつてリニア開発など不断の研究開発は不可欠」(広報)と答えた。

研究開発減税の拡充は、安倍氏が首相に返り咲いた一二年二月二六日から一カ月足らずで決まった。「アベノミクス印」の税制改正の第一弾といえる。

「政権が代わった時点で流れは決まっていた」。経団連幹部はこう振り返る。研究開発減税は、企業が試験研究に投じた費用の八



「一〇%を法人税額から差し引く「総額型」が中心だが、民主党政権は差し引ける限度額を「法人税額の三〇%」から「二〇%」に引き下げ、減税を縮小していた。

経団連は政権交代前の一二年秋、この限度額を三〇%に戻すよう要望。自民党も年末の衆院選向け政策集に減税拡充を盛った。この流れを受け安倍政権は一三年一月一日、「研究開発税制の拡充」を明記した緊急経済対策を閣議決定した。

ただ、これだけで減税は決まらない。自民党政権では、税に精通した大物議員の発言力が強い自民党税制調査会(党税調)が毎年の税制改正を仕切る「慣習」があるからだ。民主党政権では閣僚中心の「政府税制調査会(政府税調)」が税制を決めたが、政権交代で党税調の権限も復活した。

党税調は緊急経済対策を踏まえて急ピッチで調整を進め、減税の要件を具体化。一月二四日にまとめた「与党税制改正大綱」で正式に決めた。党税調側も「民主党のようなチマチマしたことをやってはいけない」(幹部)と乗り気だったため、首相官邸と党税調の連係プレーで、年五〇〇億円規模の減税拡充が一気に実現した。

政権交代で政府税調も、学者らが中長期的な税のあり方を議論し、政府に提言する旧来の姿に戻った。

政府税調の分科会は一四年、研究開発減税の「総額型」について「大胆な縮減」を求めた。「研究開発をしろとか設備投資をしろと、政府が企業を誘導する時代ではない」(分科会の座長を務めた大田弘子・政策研究大学院大学教授)との考えからだ。

ところが党税調は一五年度税制改正で、研究開発減税の「限度額三〇%」の恒久化を決めた。党税調が政府税調の提言を軽視する「伝統」も復活した。

(2) 『税法学の実践論的展開』(勁草書房一九九三年三〇〇頁)。

## 六 パナマ文書とタックスヘイブン

パナマ文書が世上をにぎわしている。タックスヘイブンは外国の話ではなく、日本がタックスヘイブンであることを知らなくてはならない。

## (1) パナマ文書

「パナマ文書」は、中米パナマ共和国の首都パナマ市中心部あるモサック・フォンセカ法律事務所から漏れた機密文書である。この事務所は世界中にあるタックスヘイブンで、税逃れ法人の設立手助けをしていた。

タックスヘイブン (tax haven) は、日本語に訳すると「租税回避地」という意味である。外国資本や外貨獲得の為に、意図的に税金を優遇（無税または極めて低い税率）して、企業や富裕層の資産を誘致している国や地域のことをタックスヘイブンと呼んでいる。多くの場合、秘密厳守が徹底しており、脱税や資金洗浄（マネーロンダリング）、課税逃れを目的とした資産・所得移転の温床となっている。

タックスヘイブンをおこなっている国は、モナコ公国、サンマリノ共和国、英国領のマン島やジャージー島、カリブ海地域のバミューダ諸島、バハマ、バージン諸島、ケイマン諸島、ドバイ（アラブ首長国連邦）、バーレーンなどです。香港、マカオ、シンガポールなども、税率が極めて低いため、事実上タックスヘイブン地域にあたる。

タックスヘイブンの存在は近年、各国財政にも悪影響を与えており、情報開示や規制に向けた国際的な動きが強まっている。

パナマ文書を入手した南ドイツ新聞と約八〇カ国以上の報道機関の記者が連携する「国際調査報道ジャーナリスト連合」(ICIJ) は、世界各地のタックスヘイブン（租税回避地）に設立された法人約二一万社に関する報道を始めた（二〇一六年四月三日）。文書は一、一五〇万件という膨大なもので、世界の富裕層や政治家がおこなっている税逃れの実態を暴露している。アイスランドのグンロイグソン首相は、文書によって、タックスヘイブンを利用した資産隠し疑惑が浮上し、辞任を表明した（二〇一六年四月五日）。

ICIJのジェラルド・ライル氏は、今回の公表がタックスヘイブンへの「最大の打撃」になるとの見方を示し

ている。

(2) 日本こそタックスヘイブン

① 世界で一番企業が活躍しやすい国

安倍首相は第一八三回国会における施政方針演説で、「世界で一番企業が活躍しやすい国を目指します」と述べた(二〇一三年二月二十八日)。目指すどころか、今でも日本の大企業や富裕層は手厚い租税特別措置(優遇税制)によつて、税負担が著しく軽減、ないしは完全に免除されている。日本の優遇税制の現状を見れば、日本自体が白昼堂々と大企業や富裕層の税負担を減免するタックスヘイブンであることがわかる。

財界は「自由」の名のもとに、資本の自由、市場の自由、貿易の自由、タックスヘイブンなど地球的規模での不正の拡大を図っている。この「自由」は世界の圧倒的多数の民衆の生存権と対立する。このような基本的矛盾が長く続く道理はない。道理のない体制の展望に未来はない。未来に展望があるのは、巨大企業体に支配、搾取されている民衆の運動とその運動を支える理論である。

国民本位の税制は、税の支払い方と税の使い方において憲法の精神を生かすことによつてのみ実現する。

税の支払い方について日本国憲法(憲法)が考える原則は、応能負担原則(応能原則)である。応能原則は各人が経済的な負担能力に応じて税負担をするという憲法一四条の平等原則の、税負担における考えである。応能原則は、憲法一四条に加え、一三条(個人の尊厳・幸福追求)、二五条(生存権)、二九条(財産権)などの理念を活かすことで、実現する。

平和と生存権を重視している憲法の下での税金使途原則は「全税が福祉社会保障目的税」だということである。

② 日本のタックスヘイブン

日本の大企業は、研究開発減税をはじめ各種の租税特別措置、外国税額控除、受取配当益金不算入などの制度によって、実際の税負担率はとても低い。

安倍政権は国際的企業間競争に打ちかつために法人税の減税を進めるとしている。日本の大企業は、研究開発減税をはじめ各種の租税特別措置や、外国税額控除、受取配当益金不算入などの制度によって、実際の税負担率は低い。大企業優遇規定の主要なものとしては次に掲げるものがあり、この優遇規定で多額の税負担が軽減されている。

ア 受取配当等の益金(収益)不算入

法人が他の法人から配当などを受けた場合、企業会計上は当然収益になる。法人税法上は、受取配当などからその株式などを購入するのに要した負債の利子を控除した残額の一定額が益金に算入されない。

イ 損金(費用)算入を認める引当金・準備金

引当金・準備金は、まだ費用の支出をしていないのにもかかわらず、将来において支出・損失があるかもしれないとして一定額を費用(損金)にすることを認める。

ウ 特別償却・割増償却

法人が特定の設備などを取得して、事業用に使った場合、減価償却費の損金算入に関しては、優遇措置を設け、普通償却額のほかに特別償却額を損金に算入する。

エ 法人税額の特別控除

法人税額の特別控除には、(i)所得税額の控除(源泉徴収された預貯金・公社債の利子または配当などに係る所得税の控除)。(ii)外国税額の控除(海外支店等の所得について納付した外国税額を、わが国の法人税からの控除)。(iii)みなし外国税額控除。(iv)試験研究をおこなった場合の法人税額の特別控除(新製品・新技術の研究のためにかかった材料費、

人件費の一定額の控除)。(v)その他の税額控除(エネルギー需要構造改革推進設備等の取得に係る特別控除など)、がある。なかでもひどいのは(ii)である。発展途上国と交わした租税条約により、安くしてもらった税金であるのに、普通に課税があったものとみなして、払っていない税金まで、わが国の法人税から控除するのである。

#### オ 株式払込剰余金(株式発行差金)

会社法上、株式の発行価額の全額を資本金とするのが原則であるが、発行価額の五〇%を超えない額は資本金に組み入れなくてもよいことになっている。資本金に組み入れなかった部分は払込剰余金(資本準備金)と呼ばれ、資本等取引だからといって収益(益金)に入れない。大企業が証券市場を媒介として得た払込剰余金は儲けに他ならない。

#### カ 連結納税制度

連結納税とは、親会社とその親会社による完全支配関係にあるすべての子法人で構成するグループを一つの納税単位として、親会社とそのグループの所得(連結所得)に関して法人税の申告・納税をおこなう制度である。子法人の赤字を親会社の黒字から控除するなど大企業の課税所得を減ずる効果がある。

#### キ 法人税の比例税率

現行の法人税率は、原則として、二三・九%の一定税率(二〇一五年四月一日以後開始事業年度から)を採用している。いくら所得があっても一定の税負担しかしないのであるから、所得の多い大企業は税負担が少なくなる。応能負担原則からすれば、法人税であっても累進税率を採用すべきである。アメリカの法人税は累進税率を採用している。

#### ク 海外子会社益金不算入

所得税や法人税がかからないケイマン諸島への日本の投資残高は二〇一二年末に前年比六・一兆円増の五五兆円となり、対外投資残高全体に占める割合も一三・九%となっている(日銀調べ)。海外子会社益金不算入制度を利用した税逃れが目的だ。この制度は、外国子会社から受ける配当などの額につき、その配当などの額の九五%相当額を日本にある親会社の各事業年度の所得の金額の計算上、益金(収益)の額に算入しない(課税されない)というものである。国税庁が二〇一三年三月二十九日に発表した二〇一一年度分の海外子会社益金不算入の合計額は三兆九、三八四億円、益金不算入とされる総額のうち九六・〇%にあたる三兆七、七九〇億円が資本金一〇億円以上の大企業(連結納税グループを含む)の適用額である。これらの額すべてに三〇%の法人税(二〇一一年度、国税分)をかけるなら、一兆円を超える額となる。

#### ケ 輸出戻し税

輸出売上に対する消費税率は八%ではなく〇%である。世界をまたにかけて儲ける巨大輸出製造業(多国籍企業)は、輸出ゼロ税率を適用し法外な利益を得る。トヨタの消費税を二〇一五年三月期の決算によれば、消費税は一円も払わず、四、八八七億円の還付を受けていると推定できる。

上記に掲げたのは優遇規定の一部であるが、このような優遇規定によって、国と地方の法人実効税率が三五%から四〇%であった二〇一〇年度から二〇一四年度までの五年間に商社が実際に支払った税負担は、三菱商事(七・九%)、伊藤忠商事(二・二%)、三井物産(マイナス〇・七%)とただ同然である(税制評論家・税理士の菅隆徳氏調べ。『税制研究』No.六九)。

#### ③ 金持ち優遇と庶民増税

二〇〇三年度税制改定で上場株式の配当や売却益所得については他の所得と切り離して、いくら所得があっても、

わずか一〇% (所得税・七%、地方税・三%) しか税金をかけないようになった (証券優遇税制の採用)。この一〇%の税率は二〇一三年二月末で適用期限が切れ、二〇一四年一月から、税率が二〇% (所得税・一五%、地方税・五%) に戻った (その他に復興特別所得税が三年から二五年間所得税額に二・一%が上乘せされる)。戻ったと言っても二〇%税率 (租税特別措置法三七条の一〇) 自体が金持ち優遇であることには変わらない。

## 七 民意反映の選挙制度へ

自民・公明両党は、現行衆院小選挙区比例代表並立制の維持と議員定数一〇削減 (小選挙区六・比例四) を提案した衆院選挙制度調査会の答申 (二〇一六年一月一四日) にもとづく衆院選挙制度関連法案を国会で成立させようとした。自公両党が提出した衆院選挙制度改革関連法案は、衆院本会議で、与党とおおさか維新の会の賛成多数で可決し (二〇一六年四月二八日)、六月二〇日には、参院本会議で自民党、公明党、おおさか維新の会などの賛成多数で可決、成立した。

衆議院選挙制度調査会の答申は、「現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えず」とし、定数削減について「積極的な理由や理論的根拠は見出し難い」と述べている。衆議院議員定数の一〇削減の合理的根拠は国会の委員会審議でも示されていない。

定数削減というが、現在の「国会議員数は多い」のであろうか。特別委員会質疑で、自民党提案者は、今回の削減によって「(人口が半分だった) 九〇年前の水準に国会議員数が減ってしまう」と答えている (二〇一六年四月二七日)。委員会審議において、自公双方の提案者は、定数をなぜ削減しなければならないのか、あれこれ弁解はする

ものの、合理的な根拠を示さずに、「身を切る改革」を叫ぶだけだった。

そもそも「身を切る改革」は、二〇一二年、民主党・野田首相(当時)が公約にもなかつた消費税増税を提案するにあたって、「国民の皆さんに消費税増税をお願いする以上、政治家も身を切る改革が必要だ」と発言したことに端を発したものである。消費税増税の押し付けと定数削減には何の関係もない。定数削減によって切り捨てられるのは主権者・国民の声であり、国会の政府監視機能が低下するだけである。

現行小選挙区制の最大の問題は、第一党が四割の得票で七割以上の議席を獲得し、半数にのぼるいわゆる死票を生み出すことである。選挙制度は、主権者である国民の代表を選び、国民の参政権の在り方を決める。すなわち、民主主義の土台である。この選挙制度がゆがんでいたら民主主義は成り立たない。このゆがみを正すことが政治改革であり、そこで問われる肝心の問題は小選挙区制である。民意をゆがめる小選挙区制は、立憲主義の回復にとって重要な課題である。